

家事事件手続に関する最高裁判所規則の要綱（案）

（前注1） 本資料は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）を踏まえ、同法に基づき必要と考えられる規則事項を整理したものである。

（前注2） 以下の法・規則の引用・参照に当たっては、以下の略語を使用することがある。

家事事件手続法	法
非訟事件手続法（現行）	非訟法
民事訴訟法	民訴法
人事訴訟法	人訴法
後見登記等に関する法律	後見登記法
家事審判規則	家審規
特別家事審判規則	特家審規
民事訴訟規則	民訴規
人事訴訟規則	人訴規
民事執行規則	民執規
民事保全規則	民保規
会社非訟事件等手続規則	会非規
非訟事件手続法第二条第三項 の地の指定に関する規則	指定規

目次

- 第1 総則
 - 1 通則
 - 2 管轄
 - 3 裁判所職員の除斥，忌避及び回避
 - 4 当事者能力及び手続行為能力
 - 5 手続代理人
 - 6 手続費用
 - （1）手続費用の負担
 - （2）手続上の救助
 - 7 家事事件の審理等
- 第2 家事審判に関する手続
 - 1 総則
 - （1）家事審判の手続

- ア 通則
- イ 家事審判の申立て
- ウ 家事審判の手続の期日
- エ 事実の調査及び証拠調べ
- オ 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則
- カ 審判等
- キ 取下げによる事件の終了
- ク 高等裁判所が第一審として行う手続
- (2) 不服申立て
 - ア 審判に対する不服申立て
 - (ア) 即時抗告
 - (イ) 特別抗告
 - (ウ) 許可抗告
 - イ 審判以外の裁判に対する不服申立て
- (3) 再審
- (4) 審判前の保全処分
- (5) 戸籍の記載等の囑託
- 2 家事審判事件
 - (1) 成年後見に関する審判事件
 - (2) 保佐に関する審判事件
 - (3) 補助に関する審判事件
 - (4) 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件
 - (5) 失踪の宣告に関する審判事件
 - (6) 婚姻等に関する審判事件
 - (7) 親子に関する審判事件
 - (8) 親権に関する審判事件
 - (9) 未成年後見に関する審判事件
 - (10) 扶養に関する審判事件
 - (11) 推定相続人の廃除に関する審判事件
 - (12) 遺産の分割に関する審判事件
 - (13) 相続の承認及び放棄に関する審判事件
 - (14) 財産分離に関する審判事件
 - (15) 相続人の不存在に関する審判事件
 - (16) 遺言に関する審判事件
 - (17) 任意後見契約法に規定する審判事件
 - (18) 戸籍法に規定する審判事件

(19) 厚生年金保険法等に規定する審判事件

(20) 破産法に規定する審判事件

(21) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

第3 家事調停に関する手続

1 総則

(1) 通則

(2) 家事調停の申立て

(3) 家事調停の手続

(4) 調停の成立

(5) 調停の成立によらない事件の終了

(6) 付調停等

2 合意に相当する審判

3 調停に代わる審判

4 不服申立て等

第4 履行の確保

第1 総則

1 通則

(1) 申立て等の方式（家審規3関係，民訴規1参照）

申立てその他の申述は，特別の定めがある場合を除き，書面又は口頭であることができるものとする。

口頭で申述をするには，裁判所書記官の面前で陳述をしなければならないものとする。この場合においては，裁判所書記官は，調書を作成し，記名押印しなければならないものとする。

(2) 当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項（家審法7，非訟法9 関係，民訴規2参照）

申立書その他の当事者，利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には，次に掲げる事項を記載し，当事者，利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとするものとする。

当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

事件の表示

附属書類の表示

年月日

裁判所の表示

にかかわらず，当事者，利害関係参加人又は代理人からその住所を記載した書面が提出されているときは，以後裁判所に提出する の書面については，これを記載することを要しないものとする。

(3) 裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出（新設，民訴規3参照）

裁判所に提出すべき書面は，次に掲げるものを除き，ファクシミリを利用して送信することにより提出することができるものとする。

民事訴訟費用等に関する法律の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

その提出により家事事件の手續の開始，続行，停止又は完結をさせる書面（ に該当する書面を除く。）

法定代理権，家事事件の手續における手續上の行為（4（2）において「手續行為」という。）をするのに必要な授權又は手續代理人の権限を証明する書面その他の家事事件の手續上重要な事項を証明する書面

特別抗告の抗告理由書又は法97条2項の申立てに係る理由書

ファクシミリを利用して書面が提出されたときは，裁判所が受信した時に，

当該書面が裁判所に提出されたものとみなすものとする。

裁判所は、 の場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができるものとする。

(4) 裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等（新設，民訴規3の2，会非規5参照）

裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができるものとする。

裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができるものとする。

(5) 催告及び通知（家審規12の2関係，民訴規4参照）

家事事件の手續における催告及び通知は、相当と認める方法によることができるものとする。

裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を家事事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りるものとする。この場合には、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行うものとする。

による催告は、公告をした日から1週間を経過した時にその効力を生ずるものとする。

この規則の規定による通知（公示送達があったことのお知らせを除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しないものとする。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を家事事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

当事者その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができるものとする。

(6) 公告の方法等（家審規21関係）

公告は、特別の定めがある場合を除き、裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、官報に掲載してするものとする。

公告に関する事務は，裁判所書記官が取り扱うものとする。

(7) 家事事件の書類の記載の仕方（新設，民訴規5参照）

家事事件の手続における書類は，簡潔な文章で整然かつ明瞭に記載しなければならないものとする。

2 管轄

(1) 法7条の最高裁判所規則で定める地の指定（指定規関係）

法7条の最高裁判所規則で定める地は，東京都千代田区とするものとする。

(2) 移送の申立ての方式・法9条（新設，民訴規7参照）

移送の申立ては，家事事件の手続の期日においてする場合を除き，書面で行わなければならないものとする。

の申立てをするときは，申立ての理由を明らかにしなければならないものとする。

(3) 移送等における取扱い・法9条（新設，民訴規8参照）

家庭裁判所は，法9条1項ただし書の規定による裁判（移送の裁判を除く。）をするときは，当事者及び利害関係参加人の意見を聴かななければならないものとする。

家庭裁判所は，法9条1項ただし書又は2項の規定による移送の裁判をするときは，当事者及び利害関係参加人の意見を聴くことができるものとする。

(4) 移送による記録の送付・法9条（新設，民訴規9参照）

移送の裁判が確定したときは，移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は，移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対し，家事事件の記録を送付しなければならないものとする。

3 裁判所職員の除斥，忌避及び回避

(1) 除斥又は忌避の申立ての方式等・法10条等（家審規4の3，民訴規10関係）

裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては，その原因を明示して，裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

の申立ては，家事事件の手続の期日においてする場合を除き，書面で行わなければならないものとする。

除斥又は忌避の原因は，申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。法11条2項ただし書に規定する事実についても，同様

とするものとする。

- (2) 除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法12条（家審規4の3，民訴規11関係）

裁判官は，その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べるができるものとする。

- (3) 裁判官の回避（家審規4の3，民訴規12関係）

裁判官は，法10条1項又は11条1項に規定する場合には，監督権を有する裁判所の許可を得て，回避することができるものとする。

- (4) 裁判所書記官，参与員及び家事調停官の除斥，忌避及び回避・法13条等（家審規4の3，143，民訴規13関係）

裁判所書記官，参与員及び家事調停官の除斥，忌避及び回避については，(1) から (3) までの規律と同様の規律を設けるものとする。この場合において，簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は，その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法37条に規定する裁判官がするものとする。

- (5) 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥及び回避・法16条（新設）

家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥及び回避については，(1) から (3) までの規律（忌避に関する部分を除く。）と同様の規律を設けるものとする。

4 当事者能力及び手続行為能力

- (1) 法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法17条（新設，民訴規14参照）

裁判所は，法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとして申し立て，又は申し立てられた当事者に対し，定款その他の当該当事者の当事者能力を判断するために必要な資料を提出させることができるものとする。

- (2) 法定代理権等の証明（新設，民訴規15前段参照）

法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權は，書面で証明しなければならないものとする。

- (3) 法定代理権の消滅の届出・法20条（新設，民訴規17前段参照）

法20条の規定による通知をした者は，その旨を裁判所に書面で届け出な

なければならないものとする。

法別表第2に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件以外の家事事件において法定代理権が消滅したときは、本人又は代理人は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

(4) 法人の代表者等・法21条（新設，民訴規18参照）

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則中法定代理及び法定代理人に関する規律と同様の規律を設けるものとする。

5 手続代理人・法22条等（家審法7，非訟法7関係，民訴規23 参照）

手続代理人の権限は、書面で証明しなければならないものとする。

の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを手続代理人に命ずることができるものとする。

法25条の規定により他方の当事者に通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

法25条の規定による裁判所に対する通知は、書面でしなければならないものとする。

6 手続費用

(1) 手続費用の負担・法31条等（家審法7，非訟法27，家審規11 関係，民訴規24～28参照）

後見登記等に関する法律に定める登記（第2の1（5）において「後見登記法に定める登記」という。）の手数料に充てるための費用を収入印紙で予納させることができるものとして所要の規定を整備するほか、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第2の1（1）カ（ウ）において同じ。）の負担については、民事訴訟規則第1編第4章第1節の規定と同様の規律を設けるものとする。

(2) 手続上の救助・法32条（新設，民訴規30参照）

手続上の救助の申立ては、書面でなければならないものとする。

手続上の救助の事由は、疎明しなければならないものとする。

7 家事事件の審理等

(1) 受命裁判官等の期日指定・法34条（新設，民訴規35参照）

受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日は、その裁判官が指定するものとする。

(2) 期日変更の制限・法34条(新設, 民訴規37参照)

家事事件の手続の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては、してはならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないものとする。

当事者又は利害関係参加人の1人につき手続代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

(3) 裁判長等が定めた期間の伸縮・法34条(家審法7, 非訟法10関係, 民訴規38参照)

裁判長, 受命裁判官又は受託裁判官は、その定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。

(4) 送達・法36条(新設, 民訴規39~47参照)

送達については、民事訴訟規則第1編第5章第4節の規定(同規則41条2項及び47条の規定を除く。)と同様の規律を設けるものとする。

直送(当事者又は利害関係参加人(以下(4)において「当事者等」という。))が他の当事者等に対してする直接の送付をいう。及びにおいて同じ。)その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってするものとする。

裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものとする。

裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等への送付をしなければならない場合(送達をしなければならない場合を除く。)において、当事者等がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しないものとする。

当事者等が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者等は、裁判所に対し、当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができるものとする。

第2 家事審判に関する手続

1 総則

(1) 家事審判の手續

ア 通則

(ア) 参加の申出の方式等・法41条等（新設，民訴規20 参照）

法41条3項の書面には，家事審判の手續に参加すべき者が同条1項又は2項に規定する者であることを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

法41条1項の規定による参加の申出があった場合には，当該申出を却下する裁判がされたときを除き，裁判所書記官は，当該申出があった旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

法41条2項の規定による参加の裁判がされたときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

法42条4項において準用する法41条3項の書面については の規律と，法42条1項の規定による参加の申出があった場合については の規律と，同条2項の規定による参加の許可又は同条3項の規定による参加の裁判がされた場合については の規律と同様の規律を設けるものとする。

(イ) 手續からの排除の通知・法43条（新設）

法43条1項の規定による排除の裁判がされたときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

(ウ) 受継の申立ての方式等・法44条等（新設，民訴規51参照）

法44条1項又は3項の規定による受継の申立ては，書面でしなければならないものとする。

の書面には，家事審判の手續を受け継ぐ者が法令により手續を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

法44条1項又は3項の規定による受継がされたときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

法45条1項又は2項の規定による受継については， から までの規律と同様の規律を設けるものとする。

(エ) 当事者の死亡等の事由の届出・法45条（新設，民訴規52参照）

当事者に死亡，資格の喪失その他の家事審判の手續を続行することができない事由が生じた場合において，法令により手續を続行する資格のある

者が不在ときは、当事者又は手続代理人は、その事由が生じた旨を家庭裁判所に書面で届け出なければならないものとする。

(オ) 期日調書の形式的記載事項・法46条（新設，民訴規66参照）

家事審判の手続の期日の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

事件の表示

裁判官及び裁判所書記官の氏名

立ち会った検察官の氏名

出頭した当事者，利害関係参加人，代理人，補佐人，通訳人及びその他の関係人の氏名

期日の日時及び場所

の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならないものとする。

の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならないものとする。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りるものとする。

(カ) 期日調書の実質的記載事項・法46条（新設，民訴規67参照）

家事審判の手続の期日の調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

申立ての趣旨又は理由の変更及び申立ての取下げ

証人，当事者本人及び鑑定人の陳述

証人，当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

検証の結果

裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

書面を作成しないでした裁判

にかかわらず、家事審判の手続が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人，当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができるものとする。ただし、当事者が家事審判の手続の完結を知った日から1週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでないものとする。

家事審判の手続の期日の調書には、手続の要領のほか、当事者及び利害関係参加人による書面の提出の予定その他手続の進行に関する事項を

記載することができるものとする。

- (キ) 家事審判の手續の期日及びその調書に関する規律・法46条(新設, 民訴規68~77参照)

家事審判の手續の期日及びその調書については, 民事訴訟規則68条から77条までの規定と同様の規律を設けるものとする。

- (ク) 家事審判事件の記録の正本等の様式・法47条(家審法7, 非訟法17 関係, 民訴規33参照)

家事審判事件の記録の正本, 謄本又は抄本には, 正本, 謄本又は抄本であることを記載し, 裁判所書記官が記名押印しなければならないものとする。

- (ケ) 家事審判事件の記録の閲覧等の許可・法47条(新設, 人訴規25参照)

法47条3項又は5項の規定により家事審判事件の記録の閲覧等(同条1項に規定する記録の閲覧等をいう。以下(ケ)において同じ。)を許可する裁判においては, 当該事件の記録中記録の閲覧等を許可する部分を特定しなければならないものとする。

- (コ) 受命裁判官の指定(家審規7 関係, 民訴規31 参照)

受命裁判官にその職務を行わせる場合には, 裁判長がその裁判官を指定するものとする。

イ 家事審判の申立て

- (ア) 家事審判の申立書の記載事項等・法49条(家審規2関係, 民訴規53, 55 参照)

家事審判の申立書には, 申立ての趣旨及び申立ての理由(申立てを特定するのに必要な事実をいう。において同じ。)を記載するほか, 事件の実情を記載しなければならないものとする。

申立ての理由及び事件の実情についての証拠書類があるときは, その写しを家事審判の申立書に添付しなければならないものとする。

家庭裁判所は, 家事審判の申立てをした者又はしようとする者に対し, 家事審判の申立書及び の証拠書類の写しのほか, 当該申立てに係る身分関係についての資料その他家事審判の手續の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができるものとする。

- (イ) 家事審判の申立書の補正の促し・法49条（新設，民訴規56参照）
裁判長は 家事審判の申立書の記載について必要な補正を促す場合には，
裁判所書記官に命じて行わせることができるものとする。
- (ウ) 家事審判の申立書の却下の命令に対する即時抗告・法49条（新設，民訴
規57参照）
家事審判の申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは，抗告状に
は，却下された家事審判の申立書を添付しなければならないものとする。
- (エ) 参考事項の聴取・法49条（新設，民訴規61参照）
裁判長は，家事審判の申立てがあったときは，当事者から，家事審判
の手續の進行に関する意見その他手續の進行について参考とすべき事項
の聴取をすることができるものとする。
裁判長は， の聴取をする場合には，裁判所書記官に命じて行わせる
ことができるものとする。
- (オ) 申立ての変更の通知・法50条（新設，民訴法143 参照）
申立人が法50条1項の規定により申立ての趣旨又は理由を変更した場合
には，同条3項又は4項の規定による裁判がされたときを除き，裁判所
書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない
ものとする。
- ウ 家事審判の手續の期日
- (ア) 音声の送受信による通話の方法による手續・法54条（新設，民訴規88
参照）
家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をするこ
とができる方法によって家事審判の手續の期日における手續（証拠調べ
を除く。）を行うときは，家庭裁判所又は受命裁判官は，通話者及び通
話先の場所の確認をしなければならないものとする。
の手續を行ったときは，その旨及び通話先の電話番号を家事審判事
件の記録上明らかにしなければならないものとする。この場合において
は，通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができるも
のとする。
- (イ) 手續代理人の陳述禁止等の通知・法55条（新設，民訴規65参照）
家庭裁判所が手續代理人の陳述を禁じ，又は弁護士が付添いを命じたと

きは、裁判所書記官は、その旨を本人に通知しなければならないものとする。

エ 事実の調査及び証拠調べ

(ア) 事実の調査・法56条等（家審規7の3関係，人訴規23参照）

事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭環境その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならないものとする。

事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を家事審判事件の記録上明らかにしておかなければならないものとする。

(イ) 裁判所の囑託の手續・法61条等（家審規9関係，民訴規31 参照）

裁判所がする事実の調査及び証拠調べに関する囑託の手續は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がするものとする。

(ウ) 証拠調べ・法64条（家審規7 関係，民訴規99～151参照）

家事審判の手續における証拠調べについては、民事訴訟規則第2編第3章第1節から第6節までの規定（同規則100条、101条、121条及び139条の規定を除く。）と同様の規律を設けるものとする。

法64条5項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合における当該当事者の勾引については、民事訴訟規則111条と同様の規律を設けるものとする。

裁判長は、必要があると認めるときは、の証拠調べの期日において参与員、家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發することを許すことができるものとする。

オ 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手續の特則

(ア) 家事審判の申立書の写しの添付・法67条（新設，民訴規58 参照）

法別表第2に掲げる事項についての家事審判の申立てををするときは、家事審判の申立書に相手方の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

(イ) 審問の期日の通知・法69条（新設，人訴規22参照）

法69条の審問の期日は、当事者及び利害関係参加人に通知しなければ

ならないものとする。ただし、その通知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

カ 審判等

(ア) 審判確定証明書等・法74条等（新設，民訴規48参照）

家庭裁判所の裁判所書記官は、法47条1項又は6項の規定による請求により、家事審判事件の記録に基づいて審判の確定についての証明書を交付するものとする。

家事審判事件がなお抗告審に係属中であるときは、にかかわらず、抗告裁判所の裁判所書記官が、審判の確定した部分のみについて の証明書を交付するものとする。

審判以外の裁判については、及び の規律と同様の規律を設けるものとする。

(イ) 審判等の方式等・法76条（家審法7，非訟法18，家審規16関係）

審判書には、審判をした裁判官が記名押印しなければならないものとする。

合議体の構成員である裁判官が審判書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が審判書にその事由を付記して記名押印しなければならないものとする。

審判の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を家事審判事件の記録上明らかにしなければならないものとする。

審判以外の裁判については、 から までの規律と同様の規律を設けるものとする。

(ウ) 脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立ての方式・法79条等（新設，民訴規161参照）

手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立ては、書面でしなければならないものとする。

キ 取下げによる事件の終了・法82条等（新設）

家事審判の申立ての取下げがあった場合において、相手方の同意を要しないときは、裁判所書記官は、申立ての取下げがあった旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

家事審判の申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合において、相手方が申立ての取下げに同意したとき（法82条4項の規定により同意

したものとなされた場合を含む。)は、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

法83条の規定により申立ての取下げがあったものとなされた場合については、の規律と同様の規律を設けるものとする。

ク 高等裁判所が第一審として行う手続・法84条(新設)

高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合における(1)の規律の適用関係を明らかにするため、所要の規定を整備する。

(2) 不服申立て

ア 審判に対する不服申立て

(ア) 即時抗告

a 抗告状の写しの添付・法88条(新設)

抗告状には、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く。)の数と同数の写しを添付しなければならないものとする。

b 原審判の取消事由等を記載した書面(家審法7, 非訟法25, 民訴規207関係)

審判に対する即時抗告をする場合において、抗告状に原審判の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後14日以内に、これらを記載した書面を原裁判所に提出しなければならないものとする。

の書面については、aの規律と同様の規律を設けるものとする。

c 抗告裁判所への事件送付(家審法7, 非訟法25, 民訴規174関係)

審判に対する即時抗告の提起があった場合には、原裁判所は、抗告却下の審判をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。

による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録を送付してしなければならないものとする。

d 原裁判所の意見(家審法7, 非訟法25, 民訴規206関係)

抗告裁判所に事件を送付するときは、原裁判所は、抗告事件についての意見を付さなければならないものとする。ただし、送付する事件が法別表第2に掲げる事項についての審判事件であるときは、この限りでな

いものとする。

- e 原審判の取消事由等を記載した書面の写しの送付・法88条（新設）
抗告裁判所は，原裁判所から事件の送付を受けた場合には，即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し，b の書面（即時抗告の提起後14日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付しなければならないものとする。ただし，抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には，この限りでないものとする。

- f 抗告権の放棄・法93条（家審法7，非訟法25，民訴規173関係）
即時抗告をする権利の放棄は，即時抗告の提起前にあっては原裁判所，即時抗告の提起後にあっては家事審判事件の記録の存する裁判所に対する申述によってしなければならないものとする。
即時抗告の提起後における の申述は，即時抗告の取下げとともにしなければならないものとする。
の申述があったときは，裁判所書記官は，その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

- g 抗告の取下げ・法93条（家審法7，非訟法25，民訴規177関係）
即時抗告の取下げは，家事審判事件の記録の存する裁判所にしなければならないものとする。
即時抗告の取下げがあったときは，裁判所書記官は，その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

- h 審判書の引用・法91条（新設，民訴規184参照）
抗告審の決定書における理由の要旨の記載は，審判書を引用してすることができるものとする。

- i 第一審裁判所への記録の送付（家審法7，非訟法25，民訴規185関係）
抗告審において家事審判事件が完結したときは，抗告裁判所の裁判所書記官は，第一審裁判所の裁判所書記官に対し，家事審判事件の記録を送付しなければならないものとする。

- j 審判に対する即時抗告及びその抗告審に関するその他の手続・法93条（家審法7，非訟法25，民訴規179関係）

審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については，特別の定めがある場合を除き，（1）アからキまで（イ（ウ）を除く。） ，（4）及び2の規律と同様の規律を設けるものとする。

（イ）特別抗告

- a 特別抗告の提起の場合における費用の予納・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規187関係）

特別抗告を提起するときは，抗告状の写しの送付に必要な費用のほか，抗告提起通知書の送達及び送付，抗告理由書の写しの送付，裁判の告知並びに抗告裁判所が家事審判事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならないものとする。

- b 特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規189関係）

特別抗告の提起があった場合には，原裁判所は，抗告状却下の命令又は法96条1項において準用する法87条3項の規定による抗告却下の決定があったときを除き，抗告提起通知書を，抗告人に送達するとともに，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付しなければならないものとする。

- c 特別抗告の抗告理由書の提出期間・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規210関係）

特別抗告の抗告理由書の提出の期間は，抗告人がbによる抗告提起通知書の送達を受けた日から14日とするものとする。

- d 特別抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規195関係）

特別抗告の理由を記載した書面には，hにおける（ア）aと同様の規律にかかわらず，原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数に6を加えた数の写しを添付しなければならないものとする。

- e 抗告裁判所への事件送付・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規197関係）

原裁判所は，抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があった場合を

除き、事件を抗告裁判所に送付しなければならないものとする。この場合において、原裁判所は、抗告人が特別抗告の理由中に示した家事審判事件の手續に関する事実の有無について意見を付することができるものとする。

による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録を送付してしなければならないものとする。

抗告裁判所の裁判所書記官は、の規定による家事審判事件の記録の送付を受けたときは、速やかに、その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

f 特別抗告の抗告理由書の写しの送付・法94条等（家審法7，非訟法25，民訴規198関係）

抗告裁判所は、原裁判所から事件の送付を受けた場合には、特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、特別抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならないものとする。

g 執行停止の申立ての方式・法95条（新設，民訴規238参照）

法95条1項ただし書の申立ては、書面で行なければならないものとする。

h 特別抗告及びその抗告審に関するその他の手續・法96条（家審法7，非訟法25関係）

特別抗告及びその抗告審に関する手續については、（ア）（bからeまでを除く。）の規律並びに民事訴訟規則50条の2，190条1項，192条，193条，196条及び202条の規定と同様の規律を設けるものとする。

（ウ）許可抗告・法98条（家審法7，非訟法25関係）

許可抗告及びその抗告審に関する手續については、（ア）（bからeまでを除く。）及び（イ）（hを除く。）の規律並びに民事訴訟規則50条の2，192条，193条，196条，199条1項，200条及び202条の規定と同様の規律を設けるものとする。

イ 審判以外の裁判に対する不服申立て

(ア) 抗告状の記載事項・法99条(新設,人訴規26参照)

審判以外の裁判に対する即時抗告をするときは,抗告状には,原裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならないものとする。

(イ) 即時抗告の提起に係る記録の送付・法99条(新規,人訴規27,28,民執規7,7の2,会非規15参照)

審判以外の裁判に対する即時抗告(の即時抗告を除く。)があった場合において,原裁判所が家事審判事件の記録を送付する必要がないと認めたときは,(ウ)におけるア(ア)cの規律と同様の規律にかかわらず,原裁判所の裁判所書記官は,抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りるものとする。

により抗告事件の記録が送付された場合において,抗告裁判所が家事審判事件の記録が必要であると認めたときは,抗告裁判所の裁判所書記官は,速やかに,その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならないものとする。

法47条10項の規定による即時抗告があったときは,(ウ)におけるア(ア)cの規律と同様の規律にかかわらず,原裁判所の裁判所書記官は,抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとするものとする。

の場合には,の記録に,抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならないものとする。

(ウ) 審判以外の裁判に対する不服申立てに関するその他の手続・法102条(新設)

裁判所,裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについては,ア((ア)a((イ)h及び(ウ)における同様の規律を含む。),(ア)b及びeを除く。)の規律と同様の規律を設けるものとする。

(3) 再審

ア 再審の手続・法103条(新設,民訴規211参照)

再審の申立書には,不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならないものとする。

のほか,再審の手続については,その性質に反しない限り,各審級における家事審判の手続に関する規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 執行停止の申立ての方式・法104条（新設，民訴規238参照）

法104条1項の規定による申立てについては，（2）ア（イ）gの規律と同様の規律を設けるものとする。

（4）審判前の保全処分・法115条（家審規15の6関係）

審判前の保全処分については，民事保全規則2条，12条，17条18条から20条までの規定（これらの規定（同規則19条1項を除く。）を同規則23条において準用する場合を含む。）及び22条の規定並びに同規則29条において準用する同規則24条の規定と同様の規律を設けるものとする。

（5）戸籍の記載等の嘱託・法116条等（家審規21の2，21の3，特家審規17の4，17の5関係）

法116条1号の審判又はこれに代わる裁判及び同条2号の審判前の保全処分であって，同条ただし書の戸籍の記載の嘱託又は後見登記法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものを定めるほか，戸籍の記載の嘱託及び後見登記法に定める登記の手續に関し所要の規定を整備するものとする。

2 家事審判事件

（1）成年後見に関する審判事件

ア 申立ての取下げの理由の明示等・法121条（新設）

法121条各号に掲げる申立ての取下げをするときは，取下げの理由を明らかにしなければならないものとする。

の取下げについては，1（1）キの規律は，適用しないものとする。

法121条の許可があったときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

イ 成年後見人の解任に関する家庭裁判所調査官の報告等（家審規86条の2，92関係）

家庭裁判所調査官は，成年後見人に民法846条に規定する事由があると思料するときは，その旨を家庭裁判所に報告しなければならないものとする。

による報告は，次に掲げる事項を記載した報告書によってしなければならないものとする。

解任すべき成年後見人及び成年被後見人の氏名及び住所（成年後見人

が法人である場合にあっては、名称及び住所)
成年後見開始の原因及び年月日
の成年後見人が就職した年月日
解任すべき事由
その他参考となる事項
成年後見監督人については、及びの規律と同様の規律を設けるものとする。

ウ 成年後見の事務の監督に関する家庭裁判所調査官の報告・法124条(家審規89関係)

家庭裁判所調査官は、民法863条の規定による成年後見の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならないものとする。

による報告については、イの規律と同様の規律を設けるものとする。

エ 成年後見人に対する指示等(家審規84,92関係)

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し、成年被後見人の療養看護及び財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができるものとする。

家庭裁判所は、いつでも、成年後見監督人に対し、成年後見監督の事務に関し相当と認める事項を指示することができるものとする。

オ 管理者による財産の目録の提出等・法125条(家審規90,36関係)

第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び法125条1項の規定により改任された管理者は、法令によりその管理すべき財産の目録を作成する場合には、2通を作成し、その1通を家庭裁判所に提出しなければならないものとする。

家庭裁判所は、の財産の目録が不十分であると認めるときは、の管理者に対し、公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができるものとする。

カ 抵当権の設定等の登記の嘱託書の添付書類・法125条(家審規90,35 関係)

法125条5項の規定により抵当権の設定の登記を嘱託するときは、嘱託書に抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならないものとする。

法125条5項の規定により設定した抵当権の変更又は消滅の登記の嘱

託については、 の規律と同様の規律を設けるものとする。

- キ 後見開始の審判事件を本案とする保全処分・法126条（家審規23 , 36 , 35 関係）

後見開始の審判事件を本案とする保全処分において選任又は改任された財産の管理者についてはオの規律と、法126条8項において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託についてはカの規律と同様の規律を設けるものとする。

- (2) 保佐に関する審判事件・法133条等（家審規30の8 , 36 , 35 , 93 , 84 , 86の2 , 93の3関係）

保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについては（1）アの規律と、保佐人については（1）イ 及び 並びにエ の規律と、保佐監督人については（1）イ 及びエ の規律と、保佐の事務については（1）ウの規律と、保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については（1）キの規律と同様の規律を設けるものとする。

- (3) 補助に関する審判事件・法142条等（家審規30の8 , 36 , 35 , 93 , 84 , 86の2 , 93の3関係）

補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについては（1）アの規律と、補助人については（1）イ 及び 並びにエ の規律と、補助監督人については（1）イ 及びエ の規律と、補助の事務については（1）ウの規律と、補助開始の審判事件を本案とする保全処分については（1）キの規律と同様の規律を設けるものとする。

- (4) 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件・法146条（家審規36 , 35 関係）

民法25条1項の規定により選任された管理人及び同法26条又は法146条1項の規定により改任された管理人については（1）オの規律と、法146条5項の規定による登記の嘱託については（1）カの規律と同様の規律を設けるものとする。

- (5) 失踪の宣告に関する審判事件

- ア 公告すべき事項・法第148条（家審規40関係）

法148条3項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならないものとする。

申立人の氏名又は名称及び住所

不在者の氏名，住所及び出生の年月日

- イ 失踪の宣告の審判等の確定の公告及び通知・法148条等（家審規44関係）
 - （ア）失踪の宣告の審判が確定したときは，裁判所書記官は，遅滞なく，その旨を公告し，かつ，失踪者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。
 - （イ）失踪の宣告の取消しの審判が確定した場合については，（ア）と同様の規律を設けるものとする。

（6）婚姻等に関する審判事件

- ア 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判における指示・法154条（家審規46，96関係）

家庭裁判所は，夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において，扶助の程度若しくは方法を定め，又はこれを変更する場合には，必要な事項を指示することができるものとする。

- イ 共有財産の分割に関する処分の審判の申立書の記載事項等・法155条（家審規48，104関係）

共有財産の分割に関する処分の審判の申立書には，共有者を記載し，かつ，共有財産の目録を添付しなければならないものとする。

- ウ 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分・法158条（家審規47，106，23，36，35 関係）

夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分については，（1）キの規律と同様の規律を設けるものとする。

（7）親子に関する審判事件

- ア 特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等・法164条（家審規64の4，64の9，64の10関係）

特別養子縁組の成立の審判の申立書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

 - 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情
 - 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日，開始の経緯及び開始後の状況
 - 児童相談所又は養子縁組をあっせんする事業を行う者（以下 及び

において「児童相談所等」という。)のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所
特別養子縁組の成立の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等及び当該特別養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じて調査を行った児童相談所に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

- イ 特別養子縁組の離縁の審判の確定の通知・法165条(家審規64の15関係)
特別養子縁組の離縁の審判が確定したときは 裁判所書記官は 遅滞なく、養子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(8) 親権に関する審判事件

- ア 親権者の指定又は変更の審判等の確定の通知・法167条等(家審規71, 72, 79関係)
親権者の指定又は変更の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判が確定したときも、同様とするものとする。

- イ 管理者による財産の目録の提出等・法173条(家審規68, 36, 35 関係)
第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び法173条において準用する法125条1項の規定により改任された管理者については(1)オの規律と、法173条において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については(1)カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(9) 未成年後見に関する審判事件・法180条(家審規84, 86の2, 89, 91, 92, 90, 36, 35 関係)

未成年後見人の選任の申立ての取下げについては(1)アの規律と、未成年後見人については(1)イ及び並びにエの規律と、未成年後見監督人については(1)イ及びエの規律と、未成年後見の事務については(1)ウの規律と、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事

件において選任された管理者及び法180条において準用する法125条1項の規定により改任された管理者については(1)オの規律と、法180条において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については(1)カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(10) 扶養に関する審判事件・法185条(家審規96関係)

家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、必要な事項を指示することができるものとする。

(11) 推定相続人の廃除に関する審判事件

ア 推定相続人の廃除の審判事件における手続・法188条(新設)

推定相続人の廃除の審判事件における手続については、申立人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、1(1)オの規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 推定相続人の廃除の審判等の確定の通知・法188条(家審規101関係)

推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判が確定したときは、裁判所書記官は遅滞なく、廃除された者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

ウ 管理人による財産目録の提出等・法189条(家審規102, 36, 35 関係)

推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理人及び法189条2項において準用する法125条1項の規定により改任された管理人については(1)オの規律と、法189条2項において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については(1)カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(12) 遺産の分割に関する審判事件

ア 遺産の分割の審判の申立書の記載事項等・法191条等(家審規104, 103の2 関係)

遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならないものとする。

共同相続人

民法903条1項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときはその内容

寄与分を定める処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなけ

ればならないものとする。

寄与の時期，方法及び程度その他の寄与の実情

遺産の分割の審判又は調停の申立てがあったときは，当該事件の表示

民法910条に規定する場合にあっては，共同相続人及び相続財産の

表示，認知された日並びに既にされた遺産の分割その他の処分の内容

イ 遺産の換価を命ずる裁判に関する手続・法194条（家審規108，108の2，108の3）

法194条1項又は2項の規定による裁判（において「換価を命ずる裁判」という。）が確定したときは，裁判所書記官は，同条6項又は法200条1項の規定により選任された財産の管理者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。

法194条1項の規定による裁判により換価を命じられた相続人は，執行裁判所又は執行官に対して競売の申立てをしたときは，その旨及び事件の表示を家庭裁判所に届け出なければならないものとする。

による届出があったときは，裁判所書記官は，執行裁判所又は執行官に対し，の財産の管理者の氏名又は名称及び住所を通知しなければならないものとする。の財産の管理者がその地位を失ったときも，同様とするものとする。

家庭裁判所は，法194条2項の規定により遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずるときは，売却の方法及び期限その他の条件を付することができるものとする。

家庭裁判所は，法194条2項の規定により遺産のうち不動産について任意に売却して換価することを命ずるときは，最低売却価額を定めなければならないものとする。

換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人は，換価の手続が終了したときはその結果を，換価することができなかつたときはその理由及び結果を，遅滞なく，家庭裁判所に対して報告しなければならないものとする。

法194条2項の規定による裁判により換価を命じられた相続人は，換価の手続が終了したときは，直ちに，換価代金をの財産の管理者に引き渡さなければならないものとする。

法194条6項の規定により選任された財産の管理者及び同条8項において準用する法125条1項の規定により改任された財産の管理者については（1）オの規律と，法194条8項において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については（1）カの規律と同様の規律を設ける

ものとする。

法194条2項の規定による裁判に基づいて動産を売却する場合には、民事執行規則123条及び124条の規定と同様の規律を設けるものとする。

ウ 遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分・法200条（家審規106，36，35 関係）

遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分については、（1）キの規律と同様の規律を設けるものとする。

（13）相続の承認及び放棄に関する審判事件

ア 限定承認等の申述書の記載事項等・法201条（家審規114 関係）

限定承認及び相続の放棄の申述書には、法201条5項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

被相続人の氏名及び最後の住所

被相続人との続柄

相続の開始があったことを知った年月日

限定承認の取消し及び相続の放棄の取消しの申述書には、法201条5項各号及び に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

限定承認又は相続の放棄の申述を受理した裁判所及び受理の年月日

限定承認又は相続の放棄の取消しの原因

追認をすることができるようになった年月日

限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述については、1（1）イの規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 限定承認等の申述の受理・法201条（新設）

法201条7項の規定により申述書に受理の審判をする旨を記載するときは、審判をした裁判官が申述書に記名押印しなければならないものとする。この場合については、1（1）カ（イ）の規律と同様の規律を設けるものとする。

の審判がされたときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

ウ 相続財産の管理人による財産目録の提出等・法201条（家審規118，36，35 関係）

相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法201条10項において準用する法125条1項の規定により改任された相続財産の管理人については(1)オの規律と、法201条10項において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については(1)カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(14) 財産分離に関する審判事件・法202条(家審規118, 36, 35 関係)

財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法202条3項において準用する法125条1項の規定により改任された相続財産の管理人については(1)オの規律と、法202条3項において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については(1)カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(15) 相続人の不存在に関する審判事件

ア 相続財産の管理人の選任等の公告・法203条等(家審規119関係)

民法952条2項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならないものとする。

申立人の氏名又は名称及び住所

被相続人の氏名、職業及び最後の住所

被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日

相続財産の管理人の氏名又は名称及び住所

民法958条の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならないものとする。

から までに掲げる事項

相続人は一定の期間までにその権利の申出をすべきこと。

イ 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書の記載事項等・法204条(家審規119の2, 119の3, 119の8関係)

特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書には、被相続人との特別の縁故関係を記載しなければならないものとする。

特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法952条1項の規定により選任され、又は法208条において準用する法125条1項の規定により改任された相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とするものとする。

ウ 相続財産の換価を命ずる裁判に関する手続・法207条（家審規119の6，108の3～，108の4 関係）

特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件については，(12)イ からまで及び の規律と同様の規律を設けるものとする。

エ 相続財産の管理人による財産目録の提出等・法208条（家審規118，36，35 関係）

相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法208条において準用する法125条1項の規定により改任された相続財産の管理人については（1）オの規律と，法208条において準用する法125条5項の規定による登記の嘱託については（1）カの規律と同様の規律を設けるものとする。

(16) 遺言に関する審判事件

ア 遺言書の検認の方法・法211条（家審規122関係）

家庭裁判所は，遺言書の検認をするには，遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならないものとする。

イ 期日調書の記載事項・法211条（家審規123関係）

遺言書の検認の期日の調書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

事件の表示

裁判官及び裁判所書記官の氏名

申立人の氏名又は名称及び住所

立ち会った相続人その他の利害関係人の氏名及び住所

検認の年月日

証人，当事者本人及び鑑定人の陳述の要旨

証人，当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

事実の調査の結果

の調書については，1（1）ア（オ）並びに（カ）及び の規律は，適用しないものとする。

ウ 遺言書の検認の期日の通知等・法211条（家審規124関係）

裁判所書記官は，申立人及び相続人に対し，遺言書の検認の期日を通知しなければならないものとする。

遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、遺言書の検認の期日に立ち会わなかった相続人、受遺者その他の利害関係人（ による通知を受けた者を除く。 ）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

エ 申立ての取下げの理由の明示等・法212条（新設）

遺言の確認の申立ての取下げ及び遺言書の検認の申立ての取下げについては、（ 1 ）アの規律と同様の規律を設けるものとする。

（17）任意後見契約法に規定する審判事件

ア 任意後見監督人に対する指示・法217条等（特家審規3の7関係）

家庭裁判所は、任意後見監督人に対し、任意後見契約法7条1項2号に規定する報告の時期及び内容を指示しなければならないものとする。

家庭裁判所は、いつでも、任意後見監督人に対し、任意後見監督人の事務に関し相当と認める事項を指示することができるものとする。

イ 任意後見契約法に規定する審判事件に関するその他の規律・法221条等（特家審規3の8，3の9 ）

任意後見契約法の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立ての取下げ及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の申立ての取下げについては（ 1 ）アの規律と、任意後見監督人については（ 1 ）イ 及び の規律と、任意後見監督人の職務については（ 1 ）ウの規律と同様の規律を設けるものとする。

（18）戸籍法に規定する審判事件・法226条等（特家審規9，12関係）

又は に掲げる場合には、裁判所書記官は、遅滞なく、 それぞれに定める地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

就籍許可の審判が効力を生じたとき 就籍しようとする地

戸籍の訂正についての許可の審判が確定したとき その戸籍のある地

（19）厚生年金保険法等に規定する審判事件・法233条（特家審規17の7）

請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立書には、審判の区分に応じ、所定の文書（情報通知書）を添付しなければならないものとする。

（20）破産法に規定する審判事件

ア 相続の放棄の承認についての申述書の記載事項等・法242条（特家審規29

関係)

破産手続における相続の放棄の承認についての申述書には、法242条3項において準用する法201条5項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

被相続人の氏名及び最後の住所

相続の放棄をした者の氏名及び住所

被相続人と相続の放棄をした者との続柄

相続の放棄の申述を受理した裁判所及び受理の年月日

申述者が相続の放棄があったことを知った年月日

破産手続における相続の放棄の承認についての申述については、1(1)イの規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 破産法に規定する審判事件に関するその他の手続・法242条(特家審規25, 家審規48, 104関係)

破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判の申立書については(6)イの規律と、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分については(6)ウの規律と、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判については(13)イの規律と同様の規律を設けるものとする。

(21) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件・法243条(特家審規32関係)

遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律7条1項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面(当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。)を添付しなければならないものとする。

第3 家事調停に関する手続

1 総則

(1) 通則

ア 法246条2項の規定による移送・法246条(新設)

法246条2項及び3項の規定による移送の裁判については第1の2(3)の規律と、法246条1項から3項までの規定による移送の裁判については第1の2(4)の規律と同様の規律を設けるものとする。

イ 家事調停官の権限・法251条（家審規143 関係）

家事調停官は，その取り扱う家事調停事件の処理について，この規則において家庭裁判所，裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。

ウ 家事調停の期日調書等・法253条等（新設）

家事調停の手續の期日の調書については第2の1（1）ア（オ）及び（カ）の規律と，家事調停事件の記録の正本等については同（ク）の規律と，家事調停事件の記録の閲覧等については同（ケ）の規律と同様の規律を設けるものとする。

家事調停の手續の期日及びその調書については，民事訴訟規則68条から77条までの規定と同様の規律を設けるものとする。

（2）家事調停の申立て・法255条等（家審規137の5,137の6，特家審規17の9関係）

家事調停の申立てについては第2の1（1）イ及びオ（ア）と同様の規律を，遺産の分割の調停の申立てについては第2の2（12）ア の規律と，寄与分を定める処分の調停の申立てについては同 の規律と，請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立てについては第2の2（19）の規律と同様の規律を設けるものとする。

（3）家事調停の手續

ア 家事調停の手續における参加及び排除等・法258条（新設）

家事調停の手續における参加及び排除については第2の1（1）ア（ア）及び（イ）の規律と，家事調停の手續における受継については同（ウ）（を除く。）の規律と，家事調停の手續における受命裁判官の指定については同（コ）の規律と，家事調停の手續の期日については第2の1（1）ウの規律と，家事調停の手續における事実の調査及び証拠調べについては同エ（（ア）を除く。）の規律と，家事調停に関する審判については同カ（（ア）及び（イ）を除く。）の規律と，家事調停に関する審判以外の裁判については同カ（ア），（イ）及び（ウ）の規律と同様の規律を設けるものとする。

調停委員会を組織する家事調停委員は，家事調停の手續における証拠調べにおいて，調停委員会を組織する裁判官に告げて，証人，当事者本人又は鑑定人を尋問することができるものとする。

イ 調停前の処分に違反した場合の制裁の告知・法266条（家審規133 関係）

調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官。（４）イにおいて同じ。）は、法２６６条１項の規定による処分をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。調停委員会を組織する裁判官が同条２項の規定により同条１項の処分をする場合についても、同様とするものとする。

（４）調停の成立

ア 調停の成立の通知・法268条等（家審規140の2，142の3関係）

調停が成立したときは、裁判所書記官は、当事者（法２７０条１項の規定により調停条項案を受諾する旨の書面を提出した者に限る。）及び利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

又はに掲げる事項についての調停が成立したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、それぞれに定める者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

離婚、離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項（親権者の指定及び変更を除く。） 当該調停に係る身分関係の当事者
親権者の指定又は変更 子

イ 調停条項案の書面による受諾の手続・法270条等（家審規137の7，137の8関係）

調停委員会が法２７０条１項の規定により調停条項案を提示するときは、書面に記載してしなければならないものとする。この書面には、同項に規定する効果を付記するものとするものとする。

法２７０条１項に規定する調停条項案を受諾する旨の書面の提出があったときは、調停委員会は、その書面を提出した当事者の真意を確認しなければならないものとする。

（５）調停の成立によらない事件の終了・法271条等（家審規141関係）

法２７１条の規定により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

法２７２条１項の規定により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、利害関係参加人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

家事調停の申立ての取下げがあった場合については、の規律と同様の規

律を設けるものとする。

(6) 付調停等・法276条 (家審規142の2関係)

法 2 7 6 条 1 項の規定により訴えの取下げがあったものとみなされるときは、裁判所書記官は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

法 2 7 6 条 2 項の規定により家事審判事件が終了したときは、裁判所書記官は、当該家事審判事件が係属していた裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

2 合意に相当する審判

(1) 審判の確定の通知・法277条 (家審規142の3関係)

法 2 7 7 条 1 項の規定による審判 (法 2 7 4 条 3 項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあっては、審判に代わる裁判。以下 (1) 及び 3 (1) において同じ。) について、法 2 7 9 条 1 項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。当該審判について、同項の規定による異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とするものとする。

(2) 異議の申立ての方式・法279条 (新設)

法 2 7 9 条 1 項の規定による異議の申立ては、書面で行わなければならないものとする。

当事者が の異議の申立てをするときは、 の書面には、異議の理由を記載し、かつ、異議の理由を明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

利害関係人が の異議の申立てをするときは、 の書面には、利害関係を記載し、かつ、利害関係を有することを明らかにする資料を添付しなければならないものとする。

3 調停に代わる審判

(1) 審判の確定の通知・法284条 (家審規142の3関係)

又は に掲げる事項についての法 2 8 4 条 1 項の規定による審判について、法 2 8 6 条 1 項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、 それぞれに定める者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。当該審判について、同項の規定に

よる異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とするものとする。

離婚，離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項（親権者の指定及び変更を除く。） 当該審判に係る身分関係の当事者
親権者の指定又は変更 子

(2) 異議の申立ての方式等・法286条（新設）

法286条1項の規定による異議の申立ては，書面でしなければならないものとする。

法286条5項の規定により法284条1項の規定による審判が効力を失った場合については，1（5）の規律と同様の規律を設けるものとする。

4 不服申立て等（新設）

家事調停の手續においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については，特別の定めのある場合を除き，それぞれ第2の1（2）及び（3）の規律と同様の規律を設けるものとする。

第4 履行の確保

1 義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手續における囑託等・法289条（新設）

法289条2項及び5項（これらの規定を同条7項において準用する場合を含む。）の規定による囑託の手續は，裁判所書記官がするものとする。

法289条6項（同条7項において準用する場合を含む。以下1において同じ。）の規定による許可があった場合における同条6項の記録の閲覧等又はその複製の請求に関する事務は，裁判所書記官が取り扱うものとする。

法289条6項の規定による許可の裁判については，第2の1（1）ア（ケ）の規律と同様の規律を設けるものとする。

2 義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等・法290条（家審規143の8関係）

家庭裁判所は，法290条1項（同条3項において準用する場合を含む。）の規定による義務の履行をすべきことを命ずる審判をする場合には，同時に，義務者に対し，その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。

のほか， の審判の手續については，第2の1の規律によるものとする。